

会議録	
会議の名称	平成30年度第2回長久手市平成こども塾運営委員会
開催日時	平成30年11月16日(木) 午前14時から15時まで
開催場所	長久手市平成こども塾 丸太の家
出席者氏名	委員長 谷沢明 事務局 建設部長 角谷俊卓 委員 伊藤稔明(職務代理者) みどりの推進課長 磯村和慶 委員 青山裕子 平成こども塾担当課長 伊藤正尚 委員 伊東江利子 平成こども塾専門員 福本將 委員 山崎隆志 委員 片野直美 委員 村上圭三
傍聴者人数	1名
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	【議 事】 (1) 長久手市平成こども塾事業報告 (2) 長久手市平成こども塾付属設備等使用要領について (3) その他
問合先	長久手市建設部 みどりの推進課 長久手市平成こども塾 TEL 0561-64-0045
備考	

事務局 本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。ただいまから平成30年度第2回長久手市平成こども塾運営委員会を開催いたします。

なお本委員会は、長久手市平成こども塾運営委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、参加委員の人数が過半数以上に達しておりますので本委員会が成立していることを報告いたします。

はじめに長久手市建設部長角谷俊卓よりご挨拶を申し上げます。

事務局 部長あいさつ。

事務局 資料確認

それでは議事に入ります。この後は、委員長に議事の取回しをお願いします。

委員長 それでは、次第に沿って議事を進めます。「議題(1) 長久手市平成こども塾事業報告」について事務局から説明していただきます。

事務局 資料1「長久手市平成こども塾事業報告」について説明。

事務局 こども塾まつりで、今年も長久手アートフェスティバルと協働して、「竹クマ」を制作していただいた伊東委員、感想やご意見をいただけますか。よろしくお願いいたします。

委員 10月8日にこども塾まつりを実施し、たくさん子ども達に参加してもらいました。1人でいくつかのプログラムを楽しんでもらい、クーテシガーナのマイバッグ作りや、昼にはオムライス作り体験を楽しんでもらいました。

竹クマに関しては、今年で6年目となり、毎年来る子どもたちも大きくなり感慨深いものがありました。今年は委員の皆さんに見ていただくことができ嬉しく思っています。

事務局 こども塾の専門プログラムとして実施しているネイチャーゲームの方もいらっしゃるのでは意見いただけますか。

委員 全体としては、こども塾周辺の自然を取り込んだプログラムを年間を通じて実施しています。そして、全体を一つの環境要素としてネイチャーゲームの手法を取り入れながら、こども塾周辺の自然を遊びながら理解してもらう、という構成になっています。

親子での参加がとても多く、未就学児も同行しており幅広い年齢の参加者となっています。

事務局 以上で資料1についての説明を終わります。

- 委員長 伊東委員、青山委員詳しい内容説明ありがとうございました。
- 事務局からこどもファーム参加者の数字の増減の説明がありました。夏の夜空の観望会などでは新しいスタッフが増えたということでした。南木曾の魚つかみ体験では親子で参加できるのが人気の秘密のようです。また、最後のページで、かまど利用では3件のキャンセルがあったということですが、もう少しこのことについて説明をお願いします。
- 事務局 小中学校で部活動が中止になるほどの暑さになった時期がありました。高温のため危険ということで部活動等が中止になる中、かまど利用を予定されていた保護者の方々が、参加の子どもたちに万が一のことがあってはいけないと自ら判断されてかまどの利用が何件か中止になった、ということです。
- 委員長 わかりました。ここまで事務局から資料1について説明がありましたが、委員のみなさんから何か質問があればお願いします。
- 委員 4ページのこども塾利用状況ですが、入場者数とプログラム参加者数との関係はどのようなのですか。
- 事務局 プログラム参加者数とは、プログラムに参加した小中学生とその付添いの大人の人数を指します。入場者数とは、それ以外にプログラムスタッフ、こども塾に来館された人、例えば幼児や送迎だけの保護者が来館者数に入っています。
- 委員 例えばこの間、こども塾で行われたワークショップに参加しましたが、この場合はどうなりますか。
- 事務局 緑化推進係と連携して実施している「里山を考えるワークショップ」などは、協働プログラムの位置づけなので、プログラム参加者に入れさせていただいています。そして、ながくて里山クラブが毎週火曜日に実施されている定例会については、入場者数にカウントされます。
- 委員 かまど利用者数の方々についてはどうなりますか。
- 事務局 かまど利用者数は、入場者数にカウントさせていただいています。
- 委員長 それでは、次の議題(2)「平成こども塾の活動視察」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、昨年度からみなさまに審議していただいている平成こども塾附属設備等使用要領について説明させていただきます。この件についてみなさまから意見をたくさんいただきました。例えば使用は市民が優先されるべきではないか、また、貸出すのがかまどだけであるなら、かまどの文字は要領から削除

すべきではないか等の意見をいただきました。

資料2をご覧ください。かまどの文言については、最近多くあるのが、かまどを使わない利用、例えばかまどを使わないで流しそうめんをしたいといったような要望が増えています。本施設の貸出は、基本的にはかまど利用に伴う、かまどと食器のみということ、あえてかまどの文言を削除せずに残させていただきます。

事務局 資料2のその他の文言について説明。

変更点として、第3条第3号を挿入し「前1号2号の他、教育委員会が認める場合には、この限りでない」という文章としてあります。そして、第5条に「ただし、使用希望日の1か月前になっても使用希望者が無い場合においては、第3条第3号の使用対象者のみでも使用できるものとする。」という文章を新たに挿入しています。

事務局 これは子どもがいなくても、大人だけでも利用できる、しかし、その際は、教育委員会の了解が必要という事です。空いていればできるだけ幅広い方に使っていた方が良くはないか、との考えからみなさまに1年近く審議していただいておりますが、今回のようにまとめさせていただきました。

委員長 ありがとうございます。

教育委員会が認めるという表記がありましたが、現在、こども塾は建設部に属していますが、時代により所属が変わっていることと、管理者が教育委員会となっており、わかりにくいかもしれませんが、第3条第3号と第5条について、みなさまの意見をお願いします。

委員 教育委員会が認めるものということですが、具体的には、どのようになるのでしょうか。

事務局 通常書いていただいている申請書に同様に記載していただくこととなりますが、想定しないような出来事があった時のためにこの文を入れています。

これは、他のいろいろな条文にもあり、市長が認める時は良い、という使い方です。例えば、「平成こども塾かまどの貸出について」というかまど利用者に配る注意書きがありますが、その中には飲酒はできません、といった記載がありますが、いろいろな状況というのは、このようなケースも想定されます。

委員長 無制限では困るけれどもより有効に使っていただきたいとのことで、新たに加えたという理解でよろしいかと思えます。いかがでしょうか。

事務局 教育委員会と現在の事務局の関係について説明をさせていただいてもよろしいですか。

委員長 お願いします。

事務局 当時は田園バレー事業課が担当で、この課を所管する建設部で作られました。その後、こども連携という形で教育委員会にこの施設が移管されて、教育の一環としてこども塾が使用されるようになりました。その後、機構改革があり、生涯学習課に移管されました。その後、平成こども塾は建設部に移ったのですが、その中身はもともとは、教育委員会の傘下でありこども塾について管理をしてください、と依頼されているのです。

そのようなことで許可者は、教育委員会ということになっています。ご理解いただけましたでしょうか。

委員長 ありがとうございます。
議事2の要領についてはこの形でよろしいでしょうか。

委員長 よろしいですね。次に議事3その他については、何かありますか。

委員長 無いようですので、これで議事は終了させていただきます。
その他ありますでしょうか。

事務局 委員長ありがとうございます。
その他ですが、みどりの推進課長からこども塾周辺の自然環境に深く関わりがあります「長久手市里山プラン」について説明させていただきます。

事務局 「長久手市里山プラン」について説明。

事務局 この他に、委員の方が「あいち海上の森フォーラム」でこども塾での活動を発表されたそうなので、その説明をお願いします。

委員 「あいち海上の森フォーラム」でのネイチャーゲーム活動の発表について説明。

事務局 ありがとうございます。それでは、このあと隣接の里山を案内させていただきます、戻り次第解散します。

今回は、来年の2月から3月にかけて開催を予定していますので、年末年始頃に日程調整をさせていただきますので、よろしくをお願いします。